

八尾市空家バンクに係る既存住宅状況調査（インスペクション）補助制度について

| | |
|-----------|--|
| 目 的 | 空家バンクにおけるマッチングの支援として既存住宅状況調査（インスペクション）に係る費用を補助することにより、空家バンクの利用を促進し、良好な住環境を確保することを目的とする。 |
| 対 象 者 | 八尾市空家バンク台帳に登録をした空家を所有する者 |
| 対 象 物 件 | 八尾市空家バンク台帳に登録をした一戸建て空家 |
| 対 象 経 費 | 国土交通省の定める講習を修了した建築士による、既存住宅の劣化状況や性能等を把握するための調査に要する費用 |
| 補 助 金 額 | 調査に要する費用の額又は一戸につき50,000円のいずれか低い額 |
| 開 始 時 期 | 令和4年6月1日から開始 |
| そ の 他 要 件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の結果を空家バンクの利用希望登録者に公表することについて所有者等が同意すること。 ・ 同一物件で複数回の申請は不可とする。 ・ 本市の市税を滞納していないこと。 |

既存住宅状況調査（インスペクション）とは

【目 的】

既存住宅の品質に関する正確な情報を提供し、既存住宅流通の活性化を推進する。

【調査内容】

目視等を中心とした非破壊による現況調査を行い、構造安全性や日常生活上の支障があると考えられる劣化事象等の有無を把握しようとするものであり、建物の基礎・外壁等のひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を目視・計測等により調査・記録することで、住宅の劣化状況等を把握する調査

【メリット】

購入を検討する物件の調査時点における状況を確認することで、より安心して購入の判断ができ、購入後のリフォームやメンテナンス等の予定を見込んだ取引が可能